

NTT グループ
建物サステナビリティ設計ガイドライン

第1版

2022年12月

【改版履歴】

版数	発行年	内容
第 1 版	2022 年 12 月	NTT グループ建物サステナビリティ設計ガイドラインの制定

本ガイドラインは、「NTT グループ建物グリーン設計ガイドライン（2000 年第 2 版）」の改定版です。

はじめに

NTT グループでは「NTT グループサステナビリティ憲章」を制定し、「企業としての成長」と「社会課題の解決」を図り、持続可能な社会を実現するための各種取組みを推進しています。環境分野においては、「事業活動による環境負荷の削減」と「限界打破のイノベーション創出」を通じて、環境負荷ゼロと経済成長を同時実現する、新たな環境エネルギービジョン「NTT Green Innovation toward 2040」を策定し、2040 年度までにカーボンニュートラルの実現をめざしています。

建物においても、脱炭素化・資源循環・環境共生の推進はもとより、近年激甚化する自然災害に備えた安心・安全でレジリエントな環境づくり、ダイバーシティ&インクルージョンや健康経営の推進に向けた人にやさしい環境づくり等、幅広い取組みが求められています。

こうした背景をふまえ、これまで建物の設計における環境配慮の指針として運用してきた「NTT グループ建物グリーン設計ガイドライン」を、より広義の指針である「NTT グループ建物サステナビリティ設計ガイドライン（以下、本ガイドライン）」として再構築し、制定します。

NTT グループサステナビリティ憲章の 3 つのテーマである「自然（地球）との共生」、「文化（集団・社会～国）の共栄」「Well-being の最大化」に基づき策定した本ガイドラインに沿って建物の設計を行うことにより、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

目次

1. 適用範囲	3
2. ガイドライン	3
2.1 自然（地球）との共生に関する項目		
2.1.1 脱炭素社会の構築		
2.1.2 資源循環の推進		
2.1.3 環境への配慮		
2.2 文化（集団・社会～国）の共栄に関する項目		
2.2.1 関連法令の遵守		
2.2.2 デジタル技術の活用		
2.2.3 安心・安全の確保		
2.3 Well-being の最大化に関する項目		
2.3.1 ステークホルダーへの配慮		
2.3.2 多様な人材の活躍推進		
2.3.3 健康経営の推進		
3. ガイドラインの運用	5
3.1 設計コンセプトの設定・評価		
3.2 本ガイドラインの改定		
3.3 お問い合わせ先		

1. 適用範囲

本ガイドラインは、NTT グループが所有・管理する建物について適用する。現在使用中の建物はもとより、今後、新たに設計を開始する建物についても対象とする。

2. ガイドライン

建物の設計において以下の項目を遵守する。また、本項目以外にもサステナビリティに配慮した設計を自主的に実施するよう努める。

2.1 自然（地球）との共生に関する項目

2.1.1 脱炭素社会の構築

(1) 建物の長寿命化

① フレキシビリティの確保

ライフサイクルにおいて想定される機能、用途、利用者等の変化に対応できるフレキシビリティを確保する。

② メンテナビリティの確保

建物や設備機器の清掃・点検・保守作業等の維持管理が効率的かつ安全に行えるように配慮する。

③ 耐久性の確保

ライフサイクルにおいて想定される劣化に対して、劣化の度合いを最小限に抑え、機能維持が容易に行えるように配慮する。

④ リニューアルへの対応

ライフサイクルにおいて想定される劣化、故障、被災、機能上の不適合等に伴うリニューアルが容易に、また適切に行われるように配慮する。

(2) 温室効果ガスの排出抑制

① CO2 排出量の削減

建物の建設から解体までライフサイクル全体における CO2 排出量削減に配慮した設計を行う。

② ハロン・フロンの使用抑制

ハロンまたは特定フロンを利用する設備機器は新設・増設をしない。既存設備機器については、誤放出・漏洩等の防止対策に努めるとともに、特定フロンを使用している場合は、可能な限りすみやかに代替設備への転換を図る。また、既存のフロン使用材料については、可能な限りノンフロン系材料への転換を図る。

(3) 省エネルギー・自然エネルギー利用の推進

① エネルギー消費の低減

建物外皮の熱負荷抑制、設備システムの高効率化等、エネルギー消費の低減を図る。

② 自然エネルギーの利用

採光・通風の利用、再生可能エネルギーの導入等、自然エネルギーの有効利用を図る。

③ 建設・解体時の省エネルギー

使用する建築材料・設備機器・工法は、建設・解体時におけるエネルギー消費に配慮して選定する。

④ エネルギーの運用管理

エネルギーモニタリングシステムの導入等、エネルギー消費量の効率的な把握・運用管理に配慮する。

⑤ 省エネルギー性能の確認

新築・増改築時においては原則、省エネルギー性能の確認を行う。

2.1.2 資源循環の推進

(1) 省資源・資源の有効利用

① 廃棄物発生量の削減

ライフサイクルにおいて、余剰材・廃棄物の発生を削減するように配慮し、処分管理の徹底を図る。建築材料・設備機器の選定において、廃棄処分時の環境負荷に配慮する。

② 再使用・再生利用の促進

ライフサイクルにおいて発生する撤去・廃棄物は、廃棄物発生量の削減やリサイクル率の向上に配慮して、再使用・再利用の促進に配慮する。

③ 再生材料等の利用促進

再使用・再生利用可能な材料や、廃棄物等を再生した材料の利用促進に配慮する。

(2) 水資源の保護

節水型の設備機器の選定や雨水・中水の利活用等、水資源の保護に配慮する。

2.1.3 環境への配慮

(1) 有害物質の使用抑制・撤廃・処分

特別管理産業廃棄物に指定されている等、人体や環境に影響を与える物質や特別な廃棄処理を必要とする物質（以下、有害物質）で、建物に使用されているものは、可能な限りすみやかに撤廃を行う。既存の有害物質の処分については、安全かつ確実な処分方法を選定し、処分管理の徹底を図る。また、有害物質は建物に使用しない。

(2) 地域環境・周辺環境への配慮

大気汚染・水質汚染・土壌汚染等の地域環境への影響及び騒音・振動・悪臭、風害・日照障害・光害等の周辺環境への影響に配慮する。

(3) 敷地特性への配慮

建物の敷地及び周辺の歴史的、社会的、地理的な環境特性の把握に努め、まちなみ・景観・地域性・アメニティに配慮する。

(4) 生物多様性の保全

持続可能な森林経営が行われている森林からの木材等、生物多様性や自然環境の保全に配慮した部材の利用に努める。

2.2 文化（集団・社会～国）の共栄に関する項目

2.2.1 関連法令の遵守

建物の設計にあたり、高い倫理観を持って最新の関連法令を把握し、遵守を徹底する。

2.2.2 デジタル技術の活用

ビルディング・インフォメーション・モデリングの導入等、建物情報のデジタル化及びそれらデジタル情報の活用に配慮する。

2.2.3 安心・安全の確保

(1) 自然災害等への対応

自然災害・感染症等、想定されるリスクに備え、耐震・耐火・耐風・耐水・耐雪・感染防止等の観点から適切な対策を行う。また、建物利用者の安全や、水・電気等の非常時のライフライン確保に配慮する。

(2) セキュリティの確保

建物用途・情報資産・周辺環境をふまえた防犯対策・入退館管理等、適切なセキュリティ対策を行う。

(3) 事故防止の徹底

建物の利用者・作業等者の安全確保のため、建設・運用・解体時において、適切な安全対策を行う。

2.3 Well-being の最大化に関する項目

2.3.1 ステークホルダーへの配慮

建物の設計にあたり、ステークホルダーへの主体的な働きかけや対話を通して、相互理解・信頼関係の構築に配慮する。

2.3.2 多様な人材の活躍推進

バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から、高齢者・障がい者等の利便性・安全性の向上や、建物利用者の性別・世代・文化・言語・国籍等の多様性に配慮する。

2.3.3 健康経営の推進

建物用途に応じた機能的なスペースやリモートワークをふまえた環境を確保するとともに、音環境、温熱環境、光・視環境、空気質環境の観点から、快適性・健康性・知的生産性の向上に寄与する環境となるよう配慮する。

3. ガイドラインの運用

3.1 設計コンセプトの設定・評価

建物の設計にあたり、本ガイドラインに基づく設計コンセプトの設定及び評価を行う。

3.2 本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、社会状況の変化及び新たな知見等により必要に応じ改定する。

3.3 お問い合わせ先

日本電信電話株式会社 技術企画部門 ビジネスプロセス戦略担当（建築企画室）

Email : building-sustainability-design@ntt.com